

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

下記に当社における情報提供項目を公開いたします。

株式会社シー・エイ・ティー

〒101-0041 東京都千代田神田須田町2-17 神田INビル2F

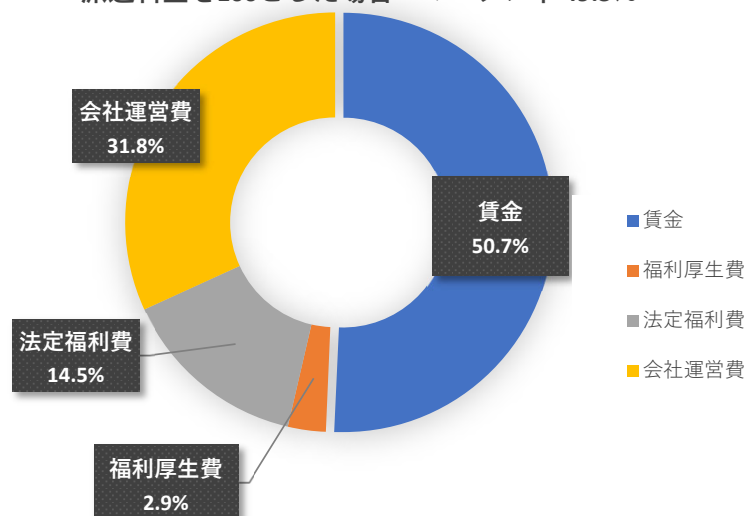
【マージン率】

派遣労働者の数	25名	(令和7年6月1日時点)
派遣先の数	2社	
マージン率	49.3%	(令和5年7月1日～令和6年6月30日)
①労働者派遣料金	27,072円	(1日8時間あたりの平均)
②派遣労働者の賃金	13,729円	(1日8時間あたりの平均)

【教育訓練に関する事項】

導入研修：	Excel研修、Word研修、マナー、情報セキュリティ、派遣先概要など
専門的な技術研修：	2D/3DCAD操作、施工管理ソフト操作、労務安全管理ソフト操作など

派遣料金を100とした場合：マージン率 49.3%



マージン率の計算式

マージン率 = (① - ②) ÷ ① (小数点第2位以下を四捨五入)

【マージン率の内訳】

マージン率	派遣料金の49.3%
派遣労働者の賃金	派遣料金の50.7%
賃金	派遣労働者は全員無期雇用の正社員にて採用し、月給制にて賃金の支払いをしております。派遣労働者が慶弔休暇・有給休暇を取得する際、当該休暇期間については派遣先に対する料金請求はできません。派遣労働者の雇用主として賃金の支払が生じるため、その引当分としての費用が含まれています。
法定福利費	会社が負担する、労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険・児童拠出金・介護保険などの社会保険料です。
会社運営費	教育訓練費用（人件費・ソフトウェア・教材等）、営業人件費、新規採用経費、労務管理費、健康診断費用、退職金費用、オフィス賃借料をはじめとする諸経費になります。
備考	■当社のマージン率が市場より高いことに関して 当社で採用している社員は、大多数が未経験・異業種からのジョブチェンジなど、第二新卒若年層で構成されており、相対的に派遣労働者の賃金が低くなっております。 ただ、派遣料金については、弊社の専門的な技術者教育をご理解いただいている派遣先が多く、無期雇用の派遣労働者として一定の場所に長い期間の就労が見込まれることから上記の派遣料金を頂いております。 研修期間については、派遣労働者の適性を十分に考慮し、2ヶ月から6ヶ月の期間を研修時間に充て教育しており、もちろん有給無償で行っております。そのことから、どうしても会社運営比率が高くなってしまいます。

【労使協定】

適用範囲	期間を定めないで雇用される派遣労働者
有効期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間